

# 長浜博行環境大臣 田村市来訪に係る「要望書」概要

## 1 中間貯蔵施設の設置について

- ① 中間貯蔵施設の整備に係る進捗状況を適宜公表し、除染除去物の移動時期の目途を明確にすること。
- ② 本年当初に示された3年以内、具体的には平成27年当初には除染除去物の搬入を開始できるよう、中間貯蔵施設の設置に係る取り組みを進め、これを実現させること。

## 2 森林の除染について

- ① 環境省が行っている環境回復検討会における検討結果を速やかに取りまとめ、除染関係ガイドラインに反映すること。
- ② 森林除染方法の除染関係ガイドラインへの反映と併せて、これに係る経費について、歩掛りなどの積算根拠を明示すること。

## 3 草地の除染方法について

- ① 現況に即した草地更新を除染方法として認めること。
- ② 悪条件の草地の効果的な除染方法を速やかに示すこと。

## 4 除染作業等に係る判断の迅速化について

- ① 現場の状況に即した柔軟かつ迅速な判断ができる体制を構築すること。
- ② 各自治体の協議内容・結果を迅速に横展開すること。

## 5 関係省庁との連携について

全ての除染現場で公正かつ適切にルールが運用され、効率的かつ速やかに作業が進むよう、各省庁が所管する除染に関連する業務について、現場レベルで共通した認識となるようすり合わせを行い、齟齬や不公平が生じないよう執行すること。